

H | たんざわ・おおやまネットの利用に係る参加機関確認事項

1 利用責任者

利用責任者は参加機関の管理者とする。

2 患者の承諾書

患者の承諾書は、「H | たんざわ・おおやまネット」を初めて利用する際、独立行政法人国立病院機構 神奈川病院（以下、神奈川病院と称する。）又は、医科診療所、歯科診療所で徴収し、徴収した承諾書の原本は、徴収した病院、医科診療所及び歯科診療所で保管するとともに、承諾書の写しを患者に交付する。

3 診療、検査予約

H | たんざわ・おおやまネットで初めて、神奈川病院の診療、検査予約を行う場合は、「2」で徴した承諾書の写しを添付し、予約を行う。（当面の間、H | たんざわ・おおやまネットで初めて、診療、検査予約を行う場合は、別途、紹介状の患者持参を併せて行う。）

なお、神奈川病院におけるH | たんざわ・おおやまネットを利用した施設開放利用（栄養指導、CT検査、MRI検査）については、「たんざわ・おおやま医療情報ネットワークシステムを利用した施設開放の開始について」（平成28年3月31日付、各医療機関宛て神奈川病院長通知）により行う。

4 時系列ビューの利用

- (1) 時系列ビューの利用は、病院及び医科診療所において、患者情報の共有が必要と認めた場合に開始する。
- (2) 時系列ビューの利用開始に伴うキーコードの発行及びH | たんざわ・おおやまネットカードの発行は、神奈川病院が行う。
- (3) 時系列ビューは、キーコードを持参した患者から提示を受けた参加機関が閲覧（利用）できる。
- (4) 病院、診療所及び薬局における閲覧（利用）は、医師、歯科医師及び薬剤師のみの利用を原則とし、介護事業所における閲覧（利用）は、管理者の厳正な管理のもとに、各利用者に対応する介護施設の管理者のみの利用を原則とする。

5 逆紹介前の情報提供について

紹介患者が神奈川病院受診後に、神奈川病院から医科診療所又は、歯科診療所に対し、「送受信」機能を使って、キーコードを通知する。

（このことにより、当該医科診療所又は歯科診療所では当該患者に係る時系列ビューを閲覧することができるようになり、当該医科診療所又は歯科診療所への再受診を待つことなく、検査結果だけでなく、入院中の治療状況等の情報を得ることができる。）

6 キーコード通知書及び承諾書を持参しない場合の対応について

(1) キーコード通知書及び承諾書の写しを持参しない場合

神奈川病院からの逆紹介の場合など、必要に応じて、キーコード通知書等が発行されているかを確認する。

ア 発行されていない場合

神奈川病院の医師の判断によりキーコードが発行されていないことから、時系列ビューによる患者情報の共有は行わないこととなる。

イ 発行されている場合

診察、治療等において神奈川病院からの診療情報の閲覧が必要な場合には、患者本人に説明し、診療情報を得ることの承諾を得た上で、神奈川病院に照会し、キーコード通知書及び承諾書に係る情報の提供を受ける。

また、次回受診時に患者本人に通知書等を持参するよう促し、本人が持参した書類を再度確認する。

(2) キーコード通知書のみ持参し、承諾書の写しを持参しない場合

その患者がキーコードを付与されているのは明らかであるが、提示を受けた参加施設が同意を得た施設かどうか不明であることから、その確認が必要である。

対応については、(1)のイと同様であり、必要な場合には、神奈川病院に照会し、承諾書に係る情報の提供を受ける。

また、次回受診時に患者本人に持参するよう促し、後日確認する。

(3) キーコード通知書及び承諾書の写しを紛失した場合

通知書等を紛失したときには、キーコード発行者である神奈川病院に対し、患者本人が再発行等の手続を行う。

(4) 神奈川病院への照会方法（※土曜日、日曜日及び休日を除く。）

ア 医科診療所又は歯科診療所からシステムを使用して照会

医科診療所又は歯科診療所側から、氏名、生年月日等の情報を記載し、「送受信」機能を使って、神奈川病院に照会する。

イ 医科診療所又は歯科診療所から神奈川病院に連絡

医科診療所又は歯科診療所から神奈川病院地域連携室に照会した旨を電話連絡する。

ウ 神奈川病院からシステムを使用して回答

神奈川病院から医科診療所又は歯科診療所あてに「送受信」機能を使って回答する。

附 則

この確認事項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。